

回 覧 文 書



回 覧												

市民のみなさんへ

令和3年6月3日
福知山市生活環境課

大規模災害に伴う「災害ごみ」の処理について

梅雨や台風等の出水期に入り、万が一、大規模な災害（水害・地震等）が発生した場合の「災害ごみ」の処理につきまして、下記のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 家庭から出る災害ごみについて

大規模災害発生時に被災された自治会で決めていただく臨時集積所に各御家庭から出してください。自治会で決められた臨時集積所以外の場所では収集できません。裏面のとおり分別して、臨時集積所内の決められた位置に置いてください。

2 事業所から出る災害ごみについて

事業所（個人事業主のお店や農業事業者等を含む）の災害ごみは市では回収できませんので、臨時集積所へは絶対に持ち込まないでください。事業所の災害ごみは、環境パークに直接持ち込んでいただきますようお願いいたします。

3 被災家屋の改修等に伴う廃棄物について

建設業者等が被災家屋の補修・改修工事（リフォーム・除去等）を行って生じた廃棄物は、産業廃棄物に該当しますので、臨時集積所に持ち込むことはできません。

お問い合わせ

福知山市環境パーク（生活環境課）

福知山市字牧 285 番地

TEL 22-1827 FAX 22-4881

家庭から出る「災害ごみ」の分別について

①災害ごみ分別区分

災害ごみの 分別区分	具体的品目等	臨時集積 所への 排出	環境パー クへの 直接持込	備考
可燃ごみ	紙類・本・雑誌など	○	○	冷蔵庫の中の食品など腐敗する「生ごみ」などは、悪臭・害虫が発生するため、通常の燃やすごみとして、ごみステーションに出してください。
不燃ごみ	プラスチックや金属 でできたもの	○	○	汚れた容器包装プラスチックは再資源化できないため不燃ごみとなります。
割れ物	ガラス製品（ガラス コップ等）、瀬戸物 （ごはん茶碗等）	○	○	地面に破片が散乱しないように注意してください。
スプレー缶等	スプレー缶、カセッ トボンベ	○	○	収集車が爆発するなど大事故の危険性があるため、他の災害ごみとは、きっちり分別して出してください。
有害ごみ	蛍光管、乾電池、ラ イター	○	○	蛍光管・乾電池は有害物質流出の危険性、ライターは火災の危険性があるため、他の災害ごみとは、きっちり分別して出してください。
たたみ		○	○	
ふとん		○	○	
粗大可燃ごみ	木製のタンス・机な どの家具	○	○	
粗大不燃ごみ	ソファー、スチール ベッドなど	○	○	
家電4品目	冷蔵庫・冷凍庫、テ レビ、エアコン、洗 濯機・乾燥機	○	○	

②市で収集も処理もできないもの（臨時集積所への排出も環境パークへの直接持込も不可）

- ・タイヤ、エンジンが付いたもの（草刈機等）、消火器、LPガスボンベ、廃油、農薬等液体類など、通常どおりの処理をお願いします。（購入店などにお問い合わせください。）